

議案第 5 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 5 月 30 日 提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）が施行されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第11条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第12条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同規則第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第11条第1項」を「第11条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第11条第1項の」を「第11条の」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。